

北堤区 自主防災会 規約

(名称)

第1条 この会は、北堤区自主防災会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第2条 本会の事務所は、会長宅に置く。

(目的)

第3条 本会は、住民の隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及に関すること。
- (2) 地震等に関する災害予防に関すること。
- (3) 地震等の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護、避難誘導等応急対策に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) 防災資機材等の備蓄に関すること。
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事項

(会員)

第5条 本会は、北堤区規約第5条に定める組員をもって構成する。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 2人

- (3) 幹事 数人
- (4) 会計 1人
- (5) 監査役 2人

2 役員を選出

- (1) 会長は北堤区の区長が組員の中から選出し総会で承認を得る。
- (2) 副会長は北堤区の区長と副区長が兼ねる。
- (3) 幹事は北堤区の評議員が兼ねる。
- (4) 会計は北堤区の会計が兼ねる。
- (5) 監査役は北堤区の監事が兼ねる。

3 役員任期

- (1) 会長は2年とし再任を妨げない。他の役員は北堤区の規約に準ずる。
- (2) 途中で辞めた役員任期は北堤区の規約に準ずる。

(役員任務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総括し、地震等の発生時における応急活動の指揮命令を行う。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を行う。

3 幹事は、役員会の構成員となり、会務の運営にあたる。

4 会計は、金銭の出納その他一切の会計事務を行う。

5 監査役は、会の会計を監査する。

(会議)

第8条 本会に、総会及び役員会を置く。

(総会)

第9条 総会は、北堤区規約第8条に定めるところの組長をもって構成する。

2 総会は、毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。

3 総会は、会長が招集する。

4 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 規約の改正に関すること。
- (2) 防災計画の作成及び改正に関すること。
- (3) 事業計画に関すること。
- (4) 予算及び決算に関すること。
- (5) その他、総会が特に必要と認めたこと。

5 総会は、その付議事項の一部を役員会に委任することができる。

(役員会)

第10条 役員会は、会長、副会長及び幹事によって構成する。

2 役員会は、次の事項を審議し、実施する。

- (1) 総会に提出すべきこと。
- (2) 総会により委任されたこと。
- (3) その他役員会が特に必要と認めたこと。

(防災計画)

第11条 本会は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

2 防災計画は、次の事項について定める。

- (1) 地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関すること。
- (2) 防災知識の普及に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 地震等の発生時における情報の収集伝達、出火防止、初期消火、救出救護及び避難誘導に関すること。

(5) その他必要な事項

(会費)

第 12 条 本会の会費は、総会の決議を経て別に定める。

(経費)

第 13 条 本会の運営に要する経費は、会費その他の収入をもってこれにあてる。

(会計年度)

第 14 条 会計年度は、北堤区規約第 36 条に準ずる。

(会計監査)

第 15 条 会計監査は、毎年 1 回監査役が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

2 監査役は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

付則

この規約は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。